

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】2
- 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部健康推進課】3
- 利用料金の額の承認【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】4
- 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】5
- 収納事務の委託【保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課】6

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【会計室】7

北九州市告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市障害者支援計画（平成30年度～平成34年度）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年1月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

北九州市告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、第二次北九州市健康づくり推進プランの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年1月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

北九州市告示第7号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月15日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	令 和 2 年 2 月 8 日 か ら 同 年 3 月 2 2 日 ま で
		個人	1 人	0円	0円	
		団体（30 人以上）	1 回	0円	0円	

北九州市告示第 8 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、元気発進！子どもプラン（第 2 次計画）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 1 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市いきいき長寿プランの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年1月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

北九州市公告第16号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年1月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市財務会計システムの借入及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市会計室
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月16日
- 4 落札者の名称及び住所
富士通リース・富士通 北九州財務会計システムの借入及び保守共同企業
体
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額
7億8,030万6,384円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和元年10月1日
- 8 落札方式
総合評価競争方式による。